令和８年９月２５日

令和８年９月石井町農業委員会総会議事録

石井町農業委員会

石井町農業委員会議事録

１　開催日時　令和８年９月２５日（金）午後１時３０分から午後２時３０分

２　開催場所　石井町役場２階　大会議室

３　出席委員　　（１４人）

会長	１番　田幡　裕
委員	２番　吉成　道明
	３番　岩本　達也
	４番　吉浦　理史
	５番　久米川　福司
	６番　宮内　あき
	７番　上田　敏雄
	８番　藤井　利夫
	９番　泉　文明
	１０番　楽内千恵美
	１１番　瀬部　正裕
	１２番　上田　武志
	１３番　近久　光雄
	１４番　大西　佐知子

議事日程

第１　議事録署名委員の指名

第２　議案第３１号　農地法第３条の規定による許可申請について
議案第３２号　農地法第５条の規定による許可申請に対する意見について
議案第３３号　非農地証明願について
報告第１８号　農地法第１８条の規定による通知について
報告第１９号　農用地利用集積計画の合意解約について
報告第２０号　農地法施行規則第２９条第１号の規定、転用制限の例外による届出について

局　長　　ただいまより令和８年９月石井町農業委員会総会を開会いたします。
田幡会長、ご挨拶をお願いいたします。

（会長あいさつ）

局　長　　本日の出席委員は１４名全員で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。
　石井町農業委員会会議規則第３条により、議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事進行は田幡会長にお願いいたします。

議　長　　これより議事に入ります。
　はじめに、日程第１の議事録署名委員の指名を行います。
　石井町農業委員会会議規則第８条第１項の規定により、議事録署名委員は、会長及び委員会において定めることになっております。
　私のほうから指名させていただいてよろしいか。
（異議なしの声あり）
　それでは、議事録署名委員は４番、吉浦委員、５番、久米川委員にお願いいたします。
　なお、本日の会議書記には、事務局職員の片岡主幹を指名いたします。
　以上で日程第１を終わります。

議　長　　続きまして、日程第２の議事に入らせていただきます。
　議案第３１号、農地法第３条の規定による許可申請について事務局に議案の説明をお願いします。

事務局　　議案書をご覧下さい。農地法第３条の規定による許可申請は３件です。
　（議案書に基づいて内容を説明）
　受付番号１２７から１２９については、農地法第３条第２項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えます。
　以上です。

議　長　　事務局の説明が終わりました。
　それでは、受付番号１２７について、高川原字高川原の担当であります１３番、近久委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

１３番　　議案第３１号、農地法第３条の規定による許可申請、受付番号１２７について説明いたします。
　９月１７日に上田武志委員、大西委員と私の３名で申請地に出向き、委任を受けた行政書士の立ち会いのもと、現地確認および聞き取りによる調査を行いました。

申請地は、高川原字高川原〇〇〇番〇、登記地目及び現況地目が田、８３３㎡で、譲渡人〇〇氏から譲受人〇〇氏への有償移転です。
譲受人は申請地の隣接農地を所有して耕作しております。
住地から申請地までの移動時間は数分で、耕作における問題はないと考えられます。
しかし、市街化区域内の農地であることからかなり高額で売買されます。
このことについて問題が無ければ、申請地を取得後も耕作は続けられると考えられるため、本申請は許可相当と考えます。
売買金額について、事務局に説明していただいた後に審議していただきたいと思います。
よろしくお願いします。

議　長　　ありがとうございました。それでは、市街化区域内農地の売買ということでありますので、事務局に補足説明をお願いします。

事務局　　それでは、受付番号１２７について、事務局の見解を申し上げます。
申請地の売買金額が高額であることから、農業委員会事務局が代理人である行政書士に確認したところ、今後、少なくとも３年以上は申請地で耕作を続けるとのことであり、農地転用や売買の計画はないとの回答を得ております。
申請地は市街化区域内に存在するので、位置的に地域の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じるおそれはないと考えられます。
また、譲受人の耕作地が北側に隣接して存在することから申請地を取得すると効率的に耕作できると見込まれます。
資産価値という面から市街化区域内農地の売買金額は高額になってしまいますが、農地法第３条第２項第６号に該当するおそれはないと判断しております。
以上です。

議　長　　ありがとうございました。それではこれより質疑に入ります。
ただいまの地区委員及び事務局の説明に対して、発言のある方は挙手をお願いいたします。

議　長　　ご質問・ご意見はございませんか。
（質問・意見無し）
それではご質問・ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。
受付番号１２７について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
（全員挙手）

議　長　　全員賛成でございますので、受付番号１２７は原案のとおり決定いたしました。

議　長　　続きまして、受付番号１２８について、浦庄字上浦の担当であります５番、久米川委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

５　番　　議案第31号、農地法第3条許可申請、受付番号128について説明いたします。
9月17日に、岩本委員、吉浦委員と私の3名で申請地に出向き、委任を受けた行政書士に会い、内容の聞き取りと現地調査を行いました。
譲渡人は、現在、譲受人である農地利用適格法人に申請地を貸しており、9月末の貸借期間の終了と同時に、売買により所有権を移転する予定です。
申請地は浦庄字上浦〇〇〇番〇、登記及び現況地目が田ほか、合計4筆、4，293㎡です。
譲受人は、石井町内で大規模に営農を行っており、現在の耕作面積は、〇〇〇〇㎡です。
石井町内の本社から申請地までは10分程で到着し、耕作における問題はありません。
また、田で水稲、畑ではにんじんを中心に作付けしており、今後も同様に耕作を続ける予定です。
役員は、代表取締役が年300日、農業に従事する外、取締役である妻が年250日従事します。
農機具保有状況は、トラクター、コンバイン、田植機各〇台のほか、営農に必要な機械を所有しており、全ての農地を効率的に利用できると見込まれます。
よって、本申請は許可相当と考えます。
審議の程よろしくお願いいたします。

議　長　　ありがとうございました。それではこれより質疑に入ります。
発言のある方は挙手をお願いいたします。

議　長　　ご質問・ご意見はございませんか。
（質問・意見無し）
それではご質問・ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。
受付番号１２８について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
（全員挙手）

議　長　　全員賛成でございますので、受付番号１２８は原案のとおり決定いたしました。

議　長　　続きまして、受付番号１２９について、石井字城ノ内の担当であります２番、吉成委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

２　番　　議案第31号、農地法第3条許可申請、受付番号129について説明いたします。
9月17日に、田幡会長と私の2名で申請地に出向き、委任を受けた行政書士の立ち会いのもと、内容の聞き取りと現地調査を行いました。
申請地は石井字城ノ内〇〇〇番〇、登記及び現況地目が田、843㎡です。
譲渡人は高齢で耕作が困難なことから申請地を手放したいと考えており、隣地で耕作している譲受人と話がまとまったことから売買にいたったとのことです。
譲受人の耕作面積は〇〇〇㎡で、許可後は〇〇〇〇㎡になります。
申請では蔬菜を栽培する予定です。
また、譲受人自身は大型農機具を所有しておりませんが、子供夫婦が農家でトラクターを所有していることから借り受けて使用する予定とのことです。
譲受人の農作業歴は7年で、年間農業従事日数は200日です。妻も100日、農作業に従事します。
申請地は譲受人の農地に隣接しており、今後の耕作に問題はないと見込まれます。
よって、本申請は許可相当と考えます。
審議の程よろしくお願いいたします。

議　長　　ありがとうございました。それではこれより質疑に入ります。
発言のある方は挙手をお願いいたします。

議　長　　ご質問・ご意見はございませんか。
（質問・意見無し）
それではご質問・ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。
受付番号１２９について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
（全員挙手）

議　長　　全員賛成でございますので、受付番号１２９は原案のとおり決定いたしました。

議　長　　次に議案第３２号　農地法第５条の規定による許可申請に対する意見について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局　　議案書をご覧ください。農地法第５条の規定による許可申請に対する意見については１件申請がありました。
（議案書に基づいて内容を説明）
受付番号１３０については、以上です。

議　長　　事務局の説明が終わりました。

それでは、受付番号１３０について、高原字関の担当であります６番、宮内委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

６　番　　議案第３２号、農地法第５条許可、受付番号１３０について説明いたします。

本申請は１，０００㎡以上の大規模な農地転用であるため、９月１４日に、田幡会長、藤井会長職務代理、上田敏雄委員と私、事務局からは太田事務局長と片岡主幹が申請地に出向き、借人である○○会社の代表取締役の父である、貸人に会い、内容の聞き取りと現地調査を行いました。

申請地は高原字関○○○番○、登記地目が田、現況地目は既に造成された雑種地、３，１２３㎡で、追認となる案件です。借人の事業用車両であるクレーン車やトラック、従業員の車をとめる駐車場として、１０年以上前には現在の状態になっていたとのことです。

現地を調査した日には、工事現場に車両が出ていたとのことでしたが、タイヤの跡などから通常は敷地全体を駐車場と利用していることがうかがえました。

大型車両が敷地内で移動し、点検場所や洗車場も必要であること、敷地中央にある墓地と南東の隅にある田を避けて利用することから、この面積が必要とのことです。

申請地の周辺は、ほとんどが住宅地で、農地が点在しております。

現況は、町道や用水と申請地の高さがほぼ同じで、砕石が敷かれております。許可後も舗装は行わずこの状態で利用し、雨水は地下浸透で処理します。

このことから、土砂の流出や雨水が流れ出るおそれはないとのことです。

違法転用案件であることから始末書が提出され、今後は法令を遵守することが述べられております。

麻名用水土地改良区の意見書が提出されております。

周囲に被害が生じた場合は、転用者の責任において解決することが申請書に明記されております。

以上のことから本申請の許可を追認することは、やむを得ないのでないかと考えます。

審議の程よろしくお願いします。

議　長　　ありがとうございました。続いて農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局長に補足説明をお願いいたします。

局　長　　受付番号１３０の申請地は、令和８年８月に農用地区域から除外された第２種農地です。

概要につきましては、ただいま宮内委員が説明されたとおりです。

申請地は、借人の事業拡大に伴い、クレーン車やトラック、従業員の通勤車両の駐車場として、昭和６２年３月ごろから徐々に造成部分を増やした結果、平成１７年までに現在の状態になったとのことであり、今後も現況のまま利用するため、農地法第

５条許可の追認申請を行うものです。
事業地の面積は、申請地と南西の併用地である宅地、４９５．５４㎡を合わせると３６１８．５４㎡となります。敷地全体の利用については、事業計画書と土地利用計画図で示されております。
申請地と併用地の周囲は町道や用水を挟んで住宅地となっており、一部に農地が存在します。
なお、申請地の南東に貸人の曾祖父から未相続の田が、中央部分には２カ所の墓地が存在するため、事業地の区域から除いております。
東側の町道との申請地の間に麻名用水土地改良区の用水路があるため、仮設の鉄板を敷いて進入路を確保しております。このことについては、麻名用水土地改良区の同意を得ているとのことです。コンクリートの床板は未相続の田にあり、以前はここから進入していたとのことで、相続の問題が解決すれば、これを活用したいとの意向を示されております。
すでに、町道や麻名用水土地改良区の水路の高さに合わせて造成してしまっておりますが、今後あらたな造成を行うことはないとのことであり、土砂の流出等のおそれはないと見込まれます。
造成面積が３，０００㎡を超えているため、徳島県環境保全課と協議した結果、県条例施行前になされた造成工事と認められたため、届出は不要と判断されているとのことです。
雨水は地下浸透で、舗装は行わず砕石を敷いた状態で今後も利用します。大雨のときは北側の用水路に排水されるとのことから、周辺農地等への影響はないとのことです。
違法転用案件の追認であることから始末書が提出され、今後は法令を遵守する旨が述べられております。
麻名用水土地改良区の意見書が提出されております。
周囲への影響はないが、被害が生じた場合は、転用者の責任において対処することが申請書に明記されております。
よって、農地の区分、転用目的、申請内容、添付書類等について審査したところ、許可やむを得ないのでないかと考えます。
以上です。

議　長　　ありがとうございました。それではこれより質疑に入ります。
ただいまの担当地区委員並びに事務局長からの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

議　長　　ご質問・ご意見はございませんか。
（質問・意見なし）
それでは、ご質問・ご意見はないようでございますので採決をいたします。

受付番号１３０について、許可相当という意見を県知事に送付するということに賛成の方は挙手をお願いいたします。
（全員挙手）

議　長　　全員賛成でございますので、受付番号１３０は許可相当という意見を県知事に送付いたします。

議　長　　次に議案第３３号、非農地証明願について事務局に議案の説明をお願いします。

事務局　　議案書をご覧ください。非農地証明願については3件です。
（議案書に基づいて内容を説明）
受付番号１３１から１３３については、以上です。

議　長　　事務局の説明が終わりました。
それでは受付番号１３１について、高原字桑島の担当であります7番、上田敏雄委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

７　番　　議案第３３号、非農地証明願、受付番号１３１について説明いたします。
９月１４日に、藤井会長職務代理、宮内委員と私の３人で申請地に出向き、代理人立ち会いのもと内容の聞き取りと現地調査を行いました。
申請地は高原字桑島〇〇〇番〇、登記地目が田、現況地目が宅地、３．３０㎡です。
ここは××氏の宅地である桑島×××番×の内部に存在し、地上部分は住宅の差し掛けとなっております。
昭和50年代に申請地が含まれた現況で開発が許可され、×××番×は宅地に地目が変更されております。
申請地は、国土調査時点で筆界未定地でありましたが、法務局の地図が修正され、その位置が確定したことから本証明を願い出たとのことです。
証明願に添付されている、平成15年4月6日撮影の国土地理院の空中写真に申請地の状況が写っており、少なくとも20年以上前から農地でなくなっていたことが確認できます。
現在も住宅敷地であることから、農地への復元は著しく困難であると思われます。
よって、農地法の適用を受けない旨の非農地証明書を交付することは、やむを得ないと考えます。
審議の程よろしくお願いします。

議　長　　ありがとうございました。非農地証明に係る検討事項について、事務局長に補足説明をお願いいたします。

局　長　　受付番号１３１の申請地は、昭和４６年の線引き前から農用地区域内の土地でな

いことが証明されております。
農地の種別は第２種農地です。
概要につきましては、ただいま上田敏雄委員が説明されたとおりです。
申請地は、国土調査における筆界未定地でしたが、××氏の宅地である高原字桑島×××番×の内部に存在するものとして法務局地図が修正され、その位置が明らかになりました。
桑島×××番×は全体が住宅の敷地として利用されており、住宅の一部が申請地の上に存在しております。
少なくとも２０年以上前からこの状態であったことは、平成１５年４月６日に国土交通省国土地理院が撮影した、空中写真撮影記録証明書で確認することができます。
このことから、農地への復元は著しく困難です。
麻名用水土地改良区の意見書が提出されております。
よって非農地証明書の交付に問題はないものと考えられます。
以上です。

議　長　　ありがとうございました。それではこれより質疑に入ります。
ただいまの担当地区委員並びに事務局長からの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

議　長　　ご質問・ご意見はございませんか。
（質問、意見なし）
それでは、ご質問・ご意見はないようでございますので、採決をいたします。
受付番号１３１について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。
（全員挙手）

議　長　　全員賛成でございますので、受付番号１３１は、非農地証明書を交付いたします。

議　長　　続きまして、受付番号１３２について、高原字平島の担当であります６番、宮内委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

６　番　　議案第３３号、非農地証明願、受付番号１３２について説明いたします。
９月１７日に、藤井会長職務代理、上田敏雄委員と私の３名で申請地に出向き、委任を受けた行政書士立ち会いのもと、内容の聞き取りと現地調査を行いました。
申請地は、高原字平島〇〇〇番〇、登記地目が田、現況地目が雑種地、７４９㎡です。
申請地は、申請者である〇〇氏の住宅の北側に接しており、本人の事業用の資材置

き場として使用されておりました。
登記簿上は田となっておりますが、２０年以上前から、この状態であったとのことです。
証明願に添付されております、平成１５年４月６日撮影の国土地理院の空中写真により、資材置き場として使用されている状態が明確に確認できます。
申請地は、造成により隣接農地との高低差が大きくなっていることや、２０年以上重機が入って作業してきたことから、農地への復元は困難であると思われます。
また、設備工事の資材置き場として、今後も使用する必要があるとのことです。
麻名用水土地改良区の意見書が添付されております。
よって、農地法の適用を受けない旨の非農地証明書を交付することは、やむを得ないと考えます。
審議の程よろしくお願いします。

議　長　　ありがとうございました。非農地証明に係る検討事項について、事務局長に補足説明をお願いいたします。

局　長　　受付番号１３２の申請地は、令和８年８月に農用地区域から除外された第２種農地です。
概要につきましては、ただいま宮内委員が説明されたとおりです。
申請地は、高原字平島〇〇〇番の田の一部を造成し、申請者の事業のため資材置場として使用していたものであり、本申請にあたり令和８年６月に分筆登記を行っております。
西側に農地として残されている平島〇〇〇番×とは１m近い高低差があり、少なくとも２０年以上前から資材置場で利用されていたことは、平成１５年４月６日に国土交通省国土地理院が撮影した、空中写真撮影記録証明書で確認することができます。
現在も資材置場として使用されており、周辺農地とは相当な高低差があることや、申請地が長い年月をかけて重機で締め固められた状態となっていることから、農地への復元は著しく困難と思われます。
麻名用水土地改良区の意見書も提出されております。
よって非農地証明書の交付は、やむを得ないものと考えます。
以上です。

議　長　　ありがとうございました。それではこれより質疑に入ります。
ただいまの担当地区委員並びに事務局長からの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

議　長　　ご質問・ご意見はございませんか。

（１３番、近久委員挙手）

１３番　　麻名土地改良区の意見書ですが、どのような意見となっていますか。
　意見書の交付にあたって、費用負担が必要とお聞きしておりますが、おわかりであれば説明願います。

事務局　　土地改良区の意見書は、農地転用等の後にかんがい施設の維持管理に影響がないことを条件として交付されております。
　また、その中で今後の水路維持管理に必要とされる費用にあてるために、決済金を納付することが受益地からの脱退条件とされております。

議　長　　ほかに、ご質問・ご意見はございませんか。
（質問、意見なし）
　それでは、ご質問・ご意見はないようでございますので、採決をいたします。
　受付番号１３２について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。
（全員挙手）

議　長　　全員賛成でございますので、受付番号１３２は、非農地証明書を交付いたします。

議　長　　続きまして、受付番号１３３について、石井字石井東の担当が私でありますので、２番、吉成委員に現地調査の結果並びに説明の代読をお願いいたします。

２　番　　議案第３３号、非農地証明願、受付番号１３３について説明を代読いたします。
　９月１４日に、吉成委員と私の２名で申請地に出向き、委任を受けた行政書士立ち会いのもと、内容の聞き取りと現地調査を行いました。
　申請地は、石井字石井〇〇〇番〇、登記地目が畑、現況地目が宅地、３３６㎡で、２０年以上前から倉庫の敷地としていたとのことです。
　証明願に添付されております、平成８年４月２３日撮影の国土地理院の空中写真に、倉庫が写っており、少なくとも２０年以上前から農地ではなくなっていたことが確認できます。
　申請地は、現在の倉庫の敷地となっており、農地への復元は著しく困難であると思われます。
　よって、農地法の適用を受けない旨の非農地証明書を交付することは、やむを得ないと考えます。
　審議の程よろしくお願いします。

議　長　　ありがとうございました。非農地証明に係る検討事項について、事務局長に補足説明をお願いいたします。

局　長　　受付番号１３３の申請地は、令和８年８月に農用地区域から除外された第２種農地です。

概要につきましては、ただいま吉成委員が代読されたとおりです。

申請地は、〇〇氏の住宅敷地の北側に位置しております。

少なくとも２０年以上前から物置が建てられていたことは、平成８年４月２３日に国土交通省国土地理院が撮影した、空中写真撮影記録証明書で確認することができます。

現在も物置があり、その周囲がコンクリートで舗装されていることから、農地への復元は著しく困難と思われます。

申請地は、畑であり利包電化組合の区域内と思われますが、現在は受益地ではないことを申請者が確認しております。

よって非農地証明書の交付は、やむを得ないものと考えます。

以上です。

議　長　　ありがとうございました。それではこれより質疑に入ります。

ただいまの担当地区委員並びに事務局長からの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

議　長　　ご質問・ご意見はございませんか。

（質問、意見なし）

それでは、ご質問・ご意見はないようでございますので、採決をいたします。

受付番号１３３について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議　長　　全員賛成でございますので、受付番号１３３は、非農地証明書を交付いたします。

議　長　　次に報告事項に入ります。事務局に報告事項の説明をお願いいたします。

事務局　　議案書をご覧ください。

報告第１８号、 農地法第１８条の規定による通知については、３件受理しました。

報告第１９号、農用地利用集積計画の合意解約については、１件受理しました。

報告第２０号 、農地法施行規則第２９条第１号の規定、転用制限の例外による届出については、１件受理しました。
報告事項の説明については以上です。

議　長　　ただいまの事務局からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。
（発言なし）

議　長　　よろしいですか。特に発言がないようでございますので、以上で報告事項を終わります。

議　長　　以上で本日の議案審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。
それでは只今をもちまして、令和８年９月石井町農業委員会総会を閉会いたしたいと思います。慎重審議ありがとうございました。